

平成 2 9 年第 2 回

美里町農業委員会定例総会議事録

第2回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成29年2月24日(金)午後1時30分から午後3時28分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 庁議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用賃貸借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について
- 5 非農地証明願について
- 6 農用地の形状変更届出について

5 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第5号議案 下限面積(別段の面積)の設定について

第6号議案 美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

6 その他連絡・報告事項

- 1 平成29年2月事業報告について

2 . 平成 2 9 年 3 月事業予定について

3 . その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 吉則

事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局

只今から、平成29年第2回農業委員会総会を開会いたします。
開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶内容省略)

事務局

ありがとうございました。
議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、
会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願
いいたします。

議長

それでは、只今より第2回美里町農業委員会総会を開きます。

議長

本日の出席委員は20名であります。農業委員会に関する法律第27条第
3項の規定を満たしておりますので総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項
の規定により2名を議長より指名をいたします。8番三浦淳子委員、9番伊
藤雄一委員のお二人をお願いいたします。

議長

次第の4番、報告事項に入ります。報告事項1、農家相談日について
2月6日と2月20日の2日間開催しております。担当委員の方に報告をお
願いいたします。

鈴木(幸)委員

2月6日の相談日についてご報告を申し上げます。2月6日午前9時より
渡邊会長、15番鈴木龍一委員、16番私鈴木幸博の3名で対応しました。
当日は誰も来ないのかと思いましたが、11時50分頃これから参りますの
で相談を受けていただきたいとの電話があり、一件相談がありました。

地区の さんがいらっしゃいまして、現在の農地を息子に名義を変え
たい、出来れば売ってもよろしいという相談でしたが、現在 の

と利用権を結んでいる農地で4月が更新時期となっております。今後自
分がどうなるのか分からないという相談内容ですが、元気な方ですので、売
買などを考えているようであれば、無理に解約等はせずに、4月に再度

とご自分の名前で利用権を更新してはいかがですかとの指導をいた

しました。私と同じ地区の方なので、今後何かありましたら地元の委員が対応するとのことで相談を終えております。以上です。

議長

ご苦労さまでございました。続きまして、2月20日の相談日について報告いただきます。

我妻委員

2月20日は、午前9時から12時まで大友職務代理、高橋（建）委員と私我妻が担当いたしました。相談件数が2件ありまして、先ず1件目は、地区の　　さんで、農地は　　市にあるのですけれども、70アールの内20アールは売約済みで50アールも処分したいとの話でした。土地が　　市になるので当然　　市の農業委員会になるのですけれども、前回こちらに来た際に　　市に相談して下さいと話したら、　　市では、美里町になるとの話を受けたという事でどちらでの対応となるのかと怒り心頭でしたが、事務局から　　市に電話を掛けたらそちらで対応するという事でした。さんとしては、電話の対応していた人の名前を教えてくださいとのことで、市農業委員会の担当者の名前を教えたら安心し、そちらに伺うとの事でした。

2件目は、　　の　　さんという方で、屋敷内に畑が1反歩程度あるのですけれども、昨年旦那さんも亡くなって、東京の娘の所に5年間くらい行ってくる予定なので、その間この畑を管理してくれる方はいないかとの話でした。屋敷内とのことで、勝手に入ることも大変と考えましたが、利用権を組んでいる方が、近くの　　さんですので、その方に相談してくださいと話しました。最近、　　さんと会う機会がありまして、　　さんと話しをして、　　さんは出来ないとの話でしたので、もう一人の近所の人と3人で話をし、その方がこれから対応するとのことで話がまとまりました。以上です。

議長

2日間相談日担当の委員の方、本当にご苦労さまでございました。続きまして、2番使用貸借権の合意解約による通知について、3番農地法第18条第6項の規定による通知について（貸借権の合意解約）、4番利用権設定の合意解約による通知について、一括で事務局より報告をいただきます。

事務局

報告事項2、3、4について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 報告事項の件数が多いので、一応報告事項 1 番から 4 番まで、今までの報告内容について、不明な点があったら承りたいと思います。再度説明をいたしますので、ございませんでしょうか。

議長 なければ、報告事項の 5 番に進んでよろしいですか。

(はいという声あり)

議長 それでは、報告事項の 5、非農地証明願について、事務局より報告を願います。

事務局 報告事項 5 について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より話でしたが、2月16日に農地保全委員会にて現地の確認等々行っております。農地保全委員会委員長より報告をお願いします。

鈴木(龍)農地保全委員長 農地保全委員会は今月も、小野保裕委員、遠見勝寿委員、そして委員長である私鈴木の3名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から佐藤局長と菊地次長の計7名により2月16日に現地調査を行いました。

番号4につきましては、現地は北浦地区の 、 の南側に位置しております。奥にある畑に行くための通路で、20年以上経過していることから特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

また、番号5につきましては、現地は北浦地区の 、 の南西側に位置しております。現在新築中でございますが、以前住んでいた住宅の時から一部、基礎が農地にはみ出ており、20年以上経過していることから現地調査終了後、事務局に証明書を発行するよう指示いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項6番、農用地の形状変更届出について事務局より説明願います。

事務局 報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 6番農用地の形状変更届出についても、2月16日の農地保全委員会で現地の確認を行っています。委員長より報告願います。

鈴木（龍）農地
保全委員長 番号2につきまして、現地は中二郷地区の に位置しておりまして、面積は949平方メートルで、隣接している農地と同様、大豆を作付けする計画のようでございます。連坦して大豆を作付けすることから特に問題も見あたらず許可相当と見てきました。

番号3につきましては、現地は南小牛田地区の 、 の駐車場南側に位置しております。面積は2,331平方メートルで、土盛りをして露地野菜を作付けする計画であり、特に問題も見あたらず許可相当と見てきました。ここは、一部土盛りをしているようではありますが、残土で行っているようなので、畑地にするという事ですので畑地に適するような土を入れてもらいたいと農地保全委員会で話を出しておりますので、よろしく願い
い
します。

番号4につきましては、現地は荻塚地区の に位置しております。面積は3,898平方メートルで、既に畑地の状態であることから、今後は畑作の野菜を作付けする計画であるようでございます。農地の状態も良好で、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。以上でございます。

議長 ご苦労さまでございました。非農地証明願について、農用地の形状変更届出について、一括で報告をいただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。18番高橋委員。

高橋（建）委員 形状変更の3番ですけれども、今報告あったように農地対策委員会のほうで9月とか10月ですね、回って歩く時に、見たほうがいいのかないかなと思います。

議長 事務局お願いします。

事務局 了解しました。

議長 それでは、この形状変更届出の3番につきましては、今後農地パトロール

等で現地を確認して行くということでございます。高橋建一委員よろしいですね。

高橋（建）委員

はい。

議長

そのほかございませんか。

（なしという声あり）

議長

なければ、報告事項を閉じてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

それでは、次第の5番議事に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

また、あわせて農地法3条調書についても説明をいただきます。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明を終了し、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。ございませんか。

（なしという声あり）

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題と

いたします。

事務局より説明願います。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

次に入る前にここで休憩をします。

45分まで休憩をいたします。(14:35)

議長

それでは、再開をいたします。(14:45)

10番大崎委員より退席の申し出がありましたので、許可をいたします。
よろしいですね。

(はいという声あり)

議長

ただいまの出席委員19名でございます。

定足数に達しましたので、第2号議案について続けて審議に入ります。

事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。初めに、議案番号37番、議案番号62番、議案番号65番から85番の23議案を除いた34議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め採決に入ります。

もう一度繰り返して申し上げます。議案番号37番、議案番号62番、議案番号65番から85番の23議案を除いた34議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号62番について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により5番伊藤恵子委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:47)

議長

再開します。(14:47)

議長

議案番号62番について審議をいたします。
質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。
議案番号62番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(14:48)

議長

再開をいたします。(14:48)

議長

続きまして、議案番号37番、議案番号66番から85番までの21議案
について審議をいたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により9
番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長

休憩をいたします。(14:49)

議長

再開をいたします。(14:50)

議長

議案番号37番、議案番号66番から85番までの21議案について、審
議をいたします。質疑ありませんか。6番、後藤幸太郎委員。

後藤委員

渡辺孝好さんの借入地ですが、81番、83番、85番の借入地の面積は
再設定ですが、それでよろしいでしょうか。

議長

今後藤委員の質問は、議案番号 81 番、83 番、85 番の譲受人さんの借入地の面積が 103 アールとなっているので、これで良いかということですね。

議長

ちょっと休憩をいたします。(14:51)

議長

再開します。(14:51)

事務局

6 番、後藤幸太郎委員の質問にお答えします。 さんは再設定になるのですけれども、前回契約の満了の日、いわゆる期限が切れてから日数が経っていたわけです。それで、基盤法は、満了になれば次の日から耕作権が所有者に戻るため、厳密には新規になるのですけれども、こうした場合、それを新規として扱って良いかどうか。ここで、新規と再設定の違いが出てくるのですけれども、再設定でありながら農地台帳上は一旦借入地が減るといふ現象が起こります。今後そのような場合は新規扱いにするか、それとも所有地、借入地全ての農地を全部計算し直しの上、経営面積を組み替えて再設定にするのか、どちらかに統一しなければならないと思います。

議長

今事務局から実質上の面積の不足分ということで説明ありましたが、6 番後藤委員よろしいですか。

(はいという声あり)

議長

そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(14 : 54)

議長 再開いたします。(14 : 54)

議長 続きまして、議案番号65番について審議いたします。
農業委員会等に関する法律第31条により20番渡邊が退席します。退席をし、休憩後は19番大友職務代理と議長を交代し審議をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長 休憩します。(14 : 55)

議長代理 それでは、再開いたします。(14 : 55)

議長代理 議長を渡邊会長より休憩後は大友が交代して議事を進めます。

議長代理 それでは、議案番号65番について審議をいたします。
質疑ございませんか。

(なしという声あり)

議長代理 質疑なしと認め、採決に入ります。
議案番号65番に、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長代理 全員賛成と認めます。

議長代理 休憩後は議長を渡邊会長と交代いたします。

議長代理 休憩いたします。(14 : 56)

議長 再開いたします。(14 : 56)

議長 議長を19番大友職務代理者と交代いたしました。

それでは、第2号議案「農用地利用集積計画書審議につきまして」は、5
6議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による意見について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明が終了しましたので、審議に入ります。第3号議案について
質疑ありませんか。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

第3号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による
意見について」は、原案どおり意見を付して農地中間管理機構へ進達をいた
します。

議長

続きまして第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見
決定について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、2月16日に実施いたしました農
地保全委員会による現地確認調査結果について、鈴木委員長より報告をいた
だきます。

農地保全委員会
委員長（鈴木
（龍）委員）

それでは、私の方から報告をいたします。4号議案の番号1につきまして、現地は北浦地区の 、 の南側に位置しております。非農地証明願の番号4と関連がございます。転用目的は苗木の生産と太陽光ソーラーシステムの設置でございます。農地区分については第3種農地であり、隣接する住民からも同意されていることから、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号2につきましては、現地は駅東二丁目に位置しており、転用目的は駐車場及び道具置場です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号3におきましては、現地は福ヶ袋地区の 、 地区の境界付近に位置しており、転用目的は一般住宅の建築です。農地区分については第2種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

続きまして番号4について、現地は青生地区の に位置しており、転用目的は駐車場及び資材置き場です。農地区分については第2種農地ですが、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号5につきましては、現地は番号4と関連がある駐車場でございます。番号4と関連しているため、詳細は割愛しますが、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

番号6につきましては、現地は北浦地区の 、 の南西側に位置しており、転用目的は社員用の駐車場です。農地区分については第3種農地であり、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。

続いて番号7について、現地は下二郷地区の に位置しており、転用目的は畜舎と堆肥舎の設置です。平成28年12月の定例総会において、南郷農業振興地域整備計画の変更について諮問を頂いた農地であり、農地区分については第1種農地です。周辺の住民から同意されており、特に問題は見あたらず許可相当と見てきました。なお、写真がございますので審議のほどお願いいたします。以上です。

議長

ご苦労さまでございました。

事務局の説明、保全委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

（なしという声あり）

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第4号議案は許可相当と意見を付して、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

事務局からの説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第5号議案「下限面積(別段の面積)の設定について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第5号議案は、原案どおり決定といたします。

議長

続きまして、第6号議案「美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 事務局の説明が終了いたしました。恐らく委員各位熟読されていたのかなというふうに思います。第6号議案について審議をいたします。第6号議案について質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋（建）委員 今年で減反政策も終わるようですけれども、それに伴っているいろいろな減反に伴う補助金とかが今後どのようになるのか、まだ定まってはございませんが、利用権の賃借料は、現在、参考賃借料ということで毎年農家の方に提供している農作業標準料金表と一緒に出しているんですけれども、今後もそれは続けていくのかどうかお聞きしたいと思ってございます。以上です。

議長 平成29年で生産調整等終了するというこの絡みの中で、賃借料をこれからも参考賃借料として提示していくのかどうか、という質問だと思います。事務局答弁できますか。

議長 ちょっと休憩します。（15：24）

議長 再開します。（15：25）

議長 事務局より答弁願います。

事務局 それでは、18番高橋建一委員の質問にお答えいたします。
順序は逆になりますが、最初の参考賃借料の関係ですが、これは後で説明しようかと思っていたのですが、実は農政対策委員会で議題として上がりまして、手元に本日の資料としてピンク色のものがありますが、先ほどの農業の基本構想の絡みもありますが、基本構想は大きくは変わりません。生産調整等の大きな変更はこれからになるのですけれども、現状ではまだ大きな金額の変更等はないということでございまして、参考賃借料につきましては今回は据え置きという形で農政対策委員会では意見がまとまっております。
それから今後の農政の関係のことかと思えますけれども、今後につきましては、生産調整が終わると皆さんお思いですけれども、国による配分が終わるということですので、これが県になるのか、美里町の農業再生協議会になるかはこれからでございますので、その辺を見据えながら参考賃借料の変更が必要な場合には、また農政対策委員会で審議するようになるかと思えます。

現状では以上となります。

高橋（建）委員 参考賃借料もですか。

事務局 参考賃借料は国の農業行政と関連しますので平成29年につきましては、大きい変動はないということで従来通りと考えております。

議長 先ほどの高橋建一委員の質問は大切なことでございます。平成29年または今後の方針、県や町の再生協議会等の動きもよく見据えながら、農政対策委員会で協議をして、今後も参考賃借料として出していくかどうかも含めて、協議してまいりたいと考えますので、皆様方からも良いご提案を拝借したいと考えますので、よろしく願いいたしたいと思っております。高橋建一委員よろしいですね。

高橋（建）委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(なしという声あり)

議長 なければ、採決に入ってよろしいですか。

(はいという声あり)

議長 それでは、第6号議案に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 第6号議案「美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」は、原案どおり可とし、町長に報告をいたします。

議長 以上で議事の一切を終了いたします。

|

議 事 録 署 名

上記、第2回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成29年 月 日

会 長

署名委員 8番

署名委員 9番